

議員提出第4号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成25年2月28日

提出者

足立区議会議員	加藤和明
同	たきがみ明
同	吉岡茂
同	くじらい光治
同	針谷みきお
同	前野和男
同	あかし幸子
同	鈴木あきら
同	鹿浜昭
同	馬場信男
同	長井まさのり
同	ぬかが和子
同	浅古みつひさ

足立区議会議長 渡辺ひであき 様

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」を「常任委員会の所属、常任委員会の名称」に改め、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第22条第2項、第24条第1項、第25条第2項及び第28条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

付 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。